



## 米国における債権回収の戦略と手順

北川 リサ 美智子 弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士  
米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

### 概要

成功しているビジネスにおいては、顧客からの支払いを迅速に受け、顧客の売掛金をモニターしている。本稿では、米国における債務者の資産差し押さえを含む債権回収の戦略と手順を紹介する。

債権者側は、債権発生前には必ず有利で融通が利く立場にいるものである。商品およびサービスを信用販売する際には、販売者は買い手と合意書を交わし、支払額相応の担保、または保証書を確保すべきである。

カリフォルニア州法の下、保証人はローン貸付と与信条項において、保証人にとって不利な変更から守られている。もし販売者側が現行のローンや与信を変更する場合、販売者は必ず変更時に、各保証人の条項変更に対する同意書への署名を取り付けるべきである。これは、保証人が主要株主およびメンバーの場合にも該当する。

### I. 与信限度額のモニター

販売者側は、顧客に信用貸付を行う決断をした時点で、与信限度額を設定し施行すべきである。与信限度額は、顧客の支払い能力に応じた見積もりに基づいて設定すべきである。

会社の信用貸付時と同時に保証書に署名された場合、信用貸付は保証書の施行において十分といえる。しかし貸付後に保証書に署名された場合は、保証書の記載事項を施行できるよう、貸付条件を変更するなど別途検討が必要である。販売員には、与信限度額を引き上げたり、同限度額を超過する信用販売ができるような権限を与えないことも大切である。

もし顧客側から与信限度額引き上げの要求があった場合は、新規与信申込書と同等に扱うべきである。顧客には新規与信申込書と与信契約書への記入・署名を要求し、信用照会先を確認し、与信限度額引き上げに関する新規保証書への保証人署名を取り付けるべきである。

支払いを滞納している会社に対しては、さらに与信することのないよう、社内ポリシーも設定すべきである。たとえ顧客の支払残額が与信限度額に達していなくても、支払い状況が遅れている場合は、さらに与信すべきではない。顧客側は与信での買い付けができないと認識すると、多くの場合、迅速に支払いを行う。

## II. 催促状

滞納があった場合、債権支払期限日の直後に債権者は債務者に対して支払いを要求する催促状を送付すべきである。この催促状には、支払期限、および請求金額を明記すべきである。もし債務者が迅速に支払計画を調整できない場合、債権者に連絡する旨を伝え、それでも支払いが行われない場合、債権者は債権回収のために、法的手段を取ることを明記すべきである。この催促状は、債権者や債権回収会社 (Collection Agency) からではなく、弁護士から送付する方がはるかに効果的である。債務者は、弁護士が債権者の支払いを受ける権利を執行することができるということを認識することになるからである。

## III. 分割払い

債務者が債務を一度に全額支払うことができない場合、分割で債務を支払うよう債権者側は考慮してもよい。分割支払計画書は書面で交わし、債権者側は支払いを確実にするための新たな保証担保を取り付けるべきである。

付加の担保としては、保証人に信用価値があれば個人保証でもよい。先取特権のない売掛債権や商品在庫などの保証人の動産に付随する抵当権、または不動産の抵当権を担保とすることができる。

いかなる分割支払合意書も、債務者が支払いを一度でも怠った場合には、債権者は直ちに債権全残額の支払いを求める旨の条項を含めるべきである。

#### IV. 債権回収の訴訟

時間は債務者側の味方である。債権者側が何もせず待っていればいるほど、債権回収は困難になってくる。債務者が催促状に応じない場合、債権者は至急債権回収のための訴訟を起こすべきである。カリフォルニア州では債務が2,500ドル未満の場合には、債権者は少額請求裁判所 (Small Claims Court) で訴訟を起こすことができる。個人の場合、同暦年中2件、1件につき最高1万ドルまで、そして法人の場合は同暦年中2件、1件につき最高5,000ドルまで訴訟を起こすことができる。少額請求裁判所の手数料は低く、また弁護士はこの裁判所でのケースの弁護はできない。通常、これらのケースは短期間で判決へと至る。

債権回収のための訴訟は、最高裁判所 (Superior Courts) で提起される。債務者には召喚状と訴状が送達され、これらの書面送達には厳守規則がある。債務者は通常、召喚状受領後30日以内に答弁書を提出しなければならない。債務者側が、債権者側に対して請求がある場合には、交互訴状を提起することもできる。

#### V. 差し押さえ令状の願書

債務者が法人の場合、債権者は、訴訟を起こす時点で同時に差し押さえ令状の願書を提起することを考慮すべきである。

訴訟は1年以上に及ぶ可能性もあり、その期間中に債務者が資産を減耗してしまうことがある。差し押さえ令状は、裁判所が郡保安官 (County Sheriff) によって債務者の資産を即時に差し押さえる法的手段である。債権者側が資産を選択することができ、通常、銀行口座や売掛金・商品在庫といった動産を差し押さえる。訴訟の解決まで保安官によって管理されていた押収資産は、裁判所の発行する令状に基づき、保安官によって債権者へと引き渡される。

差し押さえにより判決額の支払いを確保するため、債権者に即座に債務者資産押収の手段を与える。そして資産がすでに押収されているため、効果的な差し押さえを行うことにより、債務者側は通常、訴訟の解決を強いられる。

#### VI. 判決

カリフォルニア州では、判決額には年10%の利息が付くため、債務者が支払いを遅らせるほど債務額が増加する。カリフォルニア州では、判決は10年間有効で、さらに10年間の更新ができる。更新手続きを完了させるのに十分な時間を確保するために、更新手続きは少なくとも有効期限終了6カ月前には開始することがとても重要である。

## 結び

債権者は、適切な与信手続きと債権回収手続きを確立することで財政状態を改善し、債権による損失を減少することができる。当事務所は債権回収において、全米の銀行、金融業者、さまざまな産業分野の企業の債権回収に当たり債権者の弁護を努めたあらゆる経験と実績を有している。

KITAGAWA & EBERT, P.C.



北川&イベート法律事務所  
Business Lawyers  
www.JAPANUSLAW.com Tel (949) 788-9980

北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富である。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能なチーム。

北川 リサ 美智子 弁護士

Lisa M. Kitagawa, Esq.  
California, Texas, Georgia, New York  
KITAGAWA & EBERT, P.C.

(MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960  
Irvine, CA 92618

(TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor  
Plano, TX 75024

Tel (949) 788-9980

Fax (949) 788-0918

[info@japanuslaw.com](mailto:info@japanuslaw.com)

カリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州  
ニューヨーク州弁護士

東京大学研修・京都大学法学修士

経験専門技術、道徳性においては

全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated

米国弁護士協会会員

米国連邦最高裁判所認定弁護士